

奨学金について

○ 千葉県奨学金

	第一種奨学資金 (従来の千葉県奨学金に相当)	第二種奨学資金 (従来の日本育英奨学金に相当)
貸付要件	① 保護者が県内に住所を有する者であること。 ② 修学意欲があり、かつ、性行が正しい者であること。 ③ 経済的理由によって修学が困難な者であること。 ④ 母子及び寡婦福祉資金（修学資金）及び「高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金」の貸付を受けていない者であること。	
	成績要件なし	成績要件あり
貸付月額	月額 18,000 円	

募集期間 : 4月に学校に募集要項がきますので、希望の方は、担任又は保健厚生部担当者へ申し出てください。

○ その他の奨学金

各市町村でも奨学資金の制度がありますので、御希望の方は、3月中に各市役所に問い合わせをしてください。